

陸上自衛隊函館駐屯地業務隊長から、亀田射撃場の使用について、次のとおり通知があった。

令和6年2月29日

函館市長 大 泉 潤

1 使用場所

陸上自衛隊亀田射撃場（函館市東山町122番地の1）

2 使用日時

(1) 使用する日

令和6年3月18日，3月19日，3月21日，3月22日および3月24日から3月26日まで

(2) 使用する時間

午前8時から午後5時まで